

定 款

有限会社

平成 16 年 12 月 15 日作成
平成 16 年 12 月 20 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、**有限会社** と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 **飲食店の経営**
- 2 **ホームページの作成**
- 3 **前各号に付帯する一切の業務**

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を **東京都千代田区** に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金 **300万** 円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを **60** 口に分ち、出資1口の金額は、
金 **5万** 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりとする。

東京都	××区	3丁目2番1号	
甲	野	太	郎
			40 口
東京都	区	1丁目3番2号	
乙	野	次	郎
			20 口

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎決算日の翌日より3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

(招集)

第8条 総会は、社長たる取締役がこれを招集するものとする。
総会を招集するには、会日より5日前に各社員に対し、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の過半数以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役5名以内を置く。

(資格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中より社員総会において選任するものとする。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第15条 当会社が取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、
取締役の互選によって定めるものとする。

取締役が1名の場合はその者を社長とし、2名以上のときは代
表取締役を社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31
日までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当す
るものとする。

第6章 附則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 甲野 太郎 乙野 次郎 丙山 三郎
代表取締役 甲野 太郎

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 17年 3
月 31日までとする。

(定款に規定のない事項)

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法
令によるものとする。

以上、 有限会社 を設立するため、こ
の定款を作成し、社員が次に記名押印をする。

平成 16年 12月 15日

社員 甲 野 太 郎 印

同 乙 野 次 郎 印